

第3回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

委員出欠表

第3回定例会 平成29年6月30日

開会 10時 閉会 10時51分

出席委員
(22名)

会長 小林茂徳
1 山崎正勝
2 白倉令子
5 小山睦夫
6 片十郎
7 成山喜枝
8 齊藤敏彦
10 柳澤多久夫
11 荒木稔幸
12 渡邊幹夫
推進 竹内芳男

会長代理 依田繁二
13 小山肇治
14 依田隆喜
15 小林健治
16 青木二巳
17 小林勝元
18 清水洋
推進 花岡幹夫
推進 荻原薫
推進 佐藤富士夫
推進 渡邊重昭

欠席委員

3 小川高史

議事録署名委員

6 片十郎

7 成山喜枝

出席職員

(4名)

農業委員会事務局

事務局長 金井 泉
次長 織田 秀雄
事務局 滝澤友一郎
事務局 田中 章子

議事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画について

※ 会場 勤労者会館2階 大会議室

依田代理

おはようございます。本日の欠席者は1名です。他は全員出席ですので、第3回農業委員会定例総会を開催します。会長挨拶。

議長

皆さんおはようございます。今年は空梅雨かと思いましたが、ここ数日梅雨らしい陽気になってまいりました。今朝の報道で九州、中国地方は大雨警報で避難勧告が出ていました。大きな被害が出なければ良いと思っています。5月31日の夕刻、上田市本原地区から始まり、東御市では祢津地区、和の深井、田沢地区において降雹があり、大きな被害がありました。被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げます。6月に入り朝夕寒い日が続き、作物の生育には少し遅れが見られると感じていましたが、色々な会で聞きますと、順調に成長が進み追いついてきたとの事で、ひと安心していきます。いずれにしても、農業は実りの秋を迎えて収穫してみなければ分かりません。大きな災害がなければ良いと思っています。また6月に入り、あちこちで総会が開かれ出席しました。諏訪の研修会等の多くの会議では、テーマが「農地利用の最適化の推進における取り組みについて」でした。具体的に色々な事例を聞いて、どういった取り組みをしたら良いかとアドバイスもあります。しかし一概に東御市に持ってきて、当てはめることはできません。8月から9月に農地パトロールがありますが、それに合わせ農地の有効利用という事を勉強していかなければいけないと思っています。総会も3回目でもまだ3ヶ月経ったところですが、今年は新たな業務が増え、皆さんにご協力頂きたいと思っています。

本日もスムーズな進行を心がけますので、ご協力をよろしくお願い致します。それでは議事録署名委員の指名ですが、本日は6番の片委員、7番の成山委員をお願いします。

議事に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは第1号議案についてご説明させていただきます。

まず番号1です。譲受人は〇〇の〇〇さん、譲渡人は〇〇の〇〇さんです。地図の1ページをご覧ください。〇〇のすぐ隣地です。これまでも譲受人の方が耕作していましたが、今回正式に3条で譲り渡す事になりました。今後もこれまでと変わらず耕作するとの事ですので、問題ないと判断しました。

続いて番号2です。申請人は譲受人、譲渡人共に〇〇の方です。地図の2ページをご覧ください。地籍は〇〇です。元々譲受人の耕作地の一部になっていますが、斜線部分だけが譲渡人の名義になっていたため、今回正式に譲受人に名義を変える事になりました。ですので、問題ないと判断しました。

続いて番号3です。申請人は譲受人、譲渡人共に〇〇の方です。場所は〇〇の北側の三角形の畑です。譲受人がここにクルミを植える予定です。譲受人は〇〇の方ですが、東御市寄りに農地を持っていて耕作しているので、問題ないと判断しました。3条については以上です。

議長 ありがとうございます。それではこれより担当委員の説明に入ります。まず番号1の案件につきまして、佐藤委員より説明をお願いします。

佐藤委員 それでは説明します。譲受人と譲渡人はいここです。10年ほど前から畑を借りていましたが、今回正式に買って耕作したいとの事です。地図の1ページをご覧ください。申請地の南側道路は、〇〇中央の道路から〇〇への通り道です。〇〇にも近い所です。何の問題もないと思われます。よろしくご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

 全員の賛成と認め、決定いたします。
 続いて番号2の案件につきまして、小山肇治委員より説明をお願いします。

小山委員 お願いします。地図の2ページをご覧ください。場所は〇〇から〇〇に行く途中の、〇〇のバス停から95メートル下がった所にあります。市道に隣接する三角地です。譲渡人の〇〇さんは本家、〇〇さんが分家になります。お父さんの代に分けた土地を、また一つにして野菜を作ることにしました。まったく問題ないと思われます。よろしくご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので、裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

 全員の賛成と認め、決定いたします。
 続きまして番号3の案件につきまして、同じく小山肇治委員より説明をお願いします。

小山委員

続いて地図の3ページをご覧ください。土地は〇〇を400メートルほど北北東に上った所です。面積が〇〇平方メートルと広い農地です。譲受人の〇〇さんの夫と、譲渡人の〇〇さんのお父さんは兄弟という事で、今回購入の運びとなりました。譲受人の〇〇さんは〇〇にお住まいですが、〇〇平方メートルと、広い農地を耕作していますし、〇〇の自宅から10キロメートルの距離ですが、今までにもこれくらいの距離の田を耕作しているので、問題ないと思います。また、この道は〇〇へ来る方が多く通る道なので、荒らさないようにしてほしいと言われていましたが、クルミを植えてお客様に迷惑のかからないように管理して行きたいとおっしゃっていましたので、その面でも問題ないと思います。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号3の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手をお願いします。

特にないようですので、裁決に入ります。番号3の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

2号議案について説明します。

まず計画変更1と2は関連があるので、一括で説明します。5ページの公図をご覧ください。申請地の地番〇〇が平成〇〇年〇〇月付けで、〇〇さんから〇〇さんへ5条の転用許可が出ています。外の2筆は平成〇〇年〇〇月に、〇〇さんから〇〇さんへ5条の転用許可が出ています。当初は〇〇さんがご自分の住宅を建てるために申請しましたが、その後〇〇さんのお婆さまの〇〇さんが一緒に〇〇の経営をする事になり、店舗兼住宅兼駐車場という事で、計画が変更になりました。今回建築面積が大幅に広がるので、計画変更の申請になります。それ以外は変更がないので、問題ないと判断しました。

続いて番号1です。こちらは一般住宅敷地の申請です。譲受人のお二人はご夫婦です。場所は〇〇の〇〇です。面積が〇〇平方メートルと広いのですが、家庭菜園をしたいとの事と、申請地が道路より高くなっていて法面があるので、実際の面積はこれより狭くなっています。6ページの地図の通り、近くに集落があるので、集落接続という事で許可相当と判断しました。

続いて番号2です。こちらは駐車場敷地です。譲受人は〇〇で、〇〇の事業です。〇〇のための駐車場が申請地のすぐ隣にあります。利用者が多

くなり、今回駐車場の敷地の拡張申請がありました。ここは都市計画の用途指定はありませんが、高速道路の〇〇から半径300メートル以内であれば、農地区分は3種農地になるので、問題ないと判断しました。

次に番号3です。こちらは一般住宅敷地の申請です。申請人の関係は親子です。お父さんの土地を息子さんが使用貸借権で借り、一般住宅を建設する申請です。こちら集落がすぐ近くにあるので集落接続と見なし、問題ないと判断しました。

次に番号4です。まず13ページの公図をご覧ください。地番〇〇が宅地になっていて、現在住宅が建っています。今回の申請地は周辺の更地部分です。こちらはまだ登記地目が畑になっているので、ここを住宅敷地に転用したいという申請です。こちらは工業地域という事で、3種農地になっています。

続いて番号5です。こちら一般住宅敷地の申請です。こちらは農振除外の案件です。場所は〇〇です。申請地の周囲は農振地域になっています。しかし、集落に接続しているため、問題ないと判断しました。

続いて番号6です。こちら一般住宅敷地の申請です。申請人の関係は親子です。お父さんの土地を息子さんが使用貸借で借りて、一般住宅を建設するという申請です。こちらは都市計画用途指定地域になっている場所なので、特に問題ないと判断しました。

最後に番号7です。こちら一般住宅敷地の申請です。場所は、〇〇の〇〇です。こちらは2種農地です。1種でも3種でもない農地という事です。この申請地以外に適当な場所がないという事と、周辺地に影響はないと思われまますので、許可相当と判断しました。5条については以上です。

議長

ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。計画変更1と2の案件について、依田隆喜委員より説明をお願いします。

依田委員

よろしく申し上げます。場所は地図の6ページをご覧ください。上の方の国道18号線に〇〇の信号があります。〇〇が角にある信号です。ここを下って〇〇の橋を渡って、20メートルほど行って左に入った場所です。ちょうど〇〇の前です。譲受人の〇〇さんは昨年、1階が店舗で2階に住居の住宅を建てたいという事で申請が出ました。また、この近くに〇〇さんの祖父母が住んでいて、こちらはご自宅の1階で薬局を運営しています。高齢になり、2階の住居へ上るのが大変になってきたという事で、今回お孫さんと同居して2世帯住宅を建てる事にしました。建築面積が大きく変わり、位置も少しずれるということで、今回の計画変更申請となりました。よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。計画変更1と2の案件について、ご意見ご質問等ある方は、挙手の上発言をお願いします。
特にないようですので裁決に入ります。計画変更1と2の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。
続いて番号1の案件について、片委員に説明をお願いします。

片委員

よろしくお願いします。場所は7ページの公図をご覧ください。〇〇の〇〇の一番西側です。県道祢津線から300メートル位上った所が申請地です。〇〇さんご夫婦は息子さんと娘さんと4人暮らしです。平成〇〇年〇〇月に〇〇から東御市へ移住して来ました。現在は賃貸住宅に居住していますが、来年長男が小学校に入学することと、本人の仕事も順調になり、自分の家が必要だと考えました。条件として、学校や職場に近い事と、交通の便が良い事、環境が良い事、家庭菜園ができる事から、この場所に決めました。近所の人達も若い人が来てくれる事を喜んでいます。特に問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。質疑に入ります。番号1の案件について、ご意見ご質問等ある方は挙手の上、発言をお願いします。
特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。
続いて番号2の案件について、齊藤委員より説明をお願いします。

齊藤委員

よろしくお願いします。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんです。地図の8ページ、9ページをご覧ください。場所は、〇〇東側駐車場の北側です。〇〇利用者のための駐車場が常時満車状態で、利用者に不便をかけている状態です。そこで土地を取得して、新たに駐車場を増設する事になりました。隣接地の所有者にも同意を得ているという事なので、問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号2の案件について、ご意見ご質問等ある方は挙手の上、発言をお願いします。
特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続いて番号3の案件について、荒木委員より説明をお願いします。

荒木委員

よろしくお願いします。場所は地図の10ページ、11ページをご覧ください。浅間サンラインの〇〇の信号から、北へ200メートル位上った所を、右に100メートル程入った所です。譲渡人の〇〇さんと譲受人の〇〇さんは親子です。お父さんの土地を借りて、息子さんが家を建てるという申請です。〇〇さんは仕事の関係で、今は奥さんの実家がある〇〇に住んでいます。中学3年の娘さんが、来年こちらの高校に進学したいという事で、家族皆でこちらに引っ越して来る事にしました。地籍は〇〇の〇〇です。周りにも住宅があり、そちらの方の承諾も得ていて、問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号3の案件について、ご意見ご質問等ある方は挙手の上、発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号3の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続いて番号4の案件について、花岡委員より説明をお願いします。

花岡委員

それでは説明します。地図の12ページ、13ページをご覧ください。場所は、〇〇の南側。国道を渡って、旧道沿いに〇〇さんのお宅があります。以前は通路や菜園として使用するため、農地として残しておいたのですが、今回住宅を売却するために、農地を宅地に変更する事になりました。周りの家の方々にも影響はありませんので、問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号4の案件について、ご意見ご質問等ある方は挙手の上、発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号4の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続いて、番号5の案件について、同じく花岡委員に説明をお願いします。

花岡委員

それでは説明します。申請人の関係は親子です。お父さんの土地を借りて、息子さんが家を新築するという申請です。現在は息子さんと同居して

いますが、家族も増え土地もあるので、新築する事にしました。場所は地図の14ページ、15ページをご覧ください。下の方に〇〇があります。そこから〇〇寄りに200メートル程行った所に、団地があります。その道を更に200メートル上った所です。公図を見ますと、地区外になっている場所があります。ここは宅地化されていますので、問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号5の案件について、ご意見ご質問等ある方は挙手の上、発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号5の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続いて番号6の案件について、小林勝元委員に説明をお願いします。

小林委員

それでは説明します。申請人の関係は親子です。今まで〇〇に居ましたが、お父さんの仕事を一緒にするという事で、昨年の秋に家族一緒に実家に戻って来ました。お子さんも3人いますので手狭になり、実家の隣地の農地に、住宅を新築する事にしました。場所は〇〇の旧道を〇〇方面に向かい、〇〇を少し過ぎた所の〇〇という地籍です。そこを右に少し入った所です。申請地のすぐ横は、しなの鉄道の線路になっていますし、右隣は建築会社の作業場になっています。特に問題はないと思われれます。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号6の案件について、ご意見ご質問等ある方は挙手の上、発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号6の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続いて番号7の案件について、青木委員に説明をお願いします。

青木委員

お願いします。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。〇〇さんは、本籍は〇〇ですが、〇〇に住宅を借り、そこに家族4人で住んでいます。場所は、地図の18ページ、19ページをご覧ください。県道東部望月線の〇〇の信号から800メートル程行くと、〇〇のハウスがあります。そこから少し行った、道路沿いの土地が申請地です。公図に名前がある〇〇さんは、譲渡人の〇〇さんの娘さんです。その隣の田は〇〇さんの農地で

す。その隣が今回の申請地です。面積は〇〇平方メートルです。譲受人の〇〇さんが、お子さんが通う学校にも近く、交通の便も良いという事で、この場所に決めました。問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号7の案件について、ご意見ご質問等ある方は挙手の上、発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号7の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして議案第3号に入ります。農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

担い手支援担当

それでは説明させていただきます。資料7ページから8ページについて説明します。7ページについては通常の利用権設定です。新規と再設定を合わせて、合計17,170㎡です。内訳は、田が3,739㎡、畑が13,431㎡です。続いて8ページは中間管理事業による設定です。合計8件、10筆で、合計が11,104㎡です。6月分全体の件数では15件、21筆です。内訳は、新規の利用権設定が3件、再設定が4件、中間管理事業による設定が8件です。以上です。

議長

ありがとうございました。ただ今、農用地利用集積計画について説明がありました。ご意見ご質問等ありましたら、出して頂きたいと思います。

議長

それでは特にないようなので、裁決に入ります。農地利用集積計画について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

以上を持ちまして議事を終了します。スムーズな進行へのご協力、ありがとうございました。

議事録署名人 _____